

学校ホームページ作成・運用規定

鹿屋市立高尾小学校

1 目的

- (1) 学校の広報としての役割を持った情報発信をする。
これまで公開されてきたものを基本とし、学校情報と連絡手段を明示するとともに、本校の教育活動について理解を得て協力を求めるために、学校の教育活動を公開する。
- (2) 学習の一環として、情報発信をする。
学習のまとめを発信することで、情報社会に参画する態度を養う。

2 内容と作成について

- (1) 本校の教育活動に関わりのある内容について掲載する。
- (2) 公開に当たっては、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・保健主任・教育方法担当等で、対象・内容・方法等を十分検討する。
- (3) 個人情報の掲載や著作権の保護については十分配慮する。掲載する場合には、原則として、本人の同意を得るものとする。

① 個人情報の制限について（公開しないもの）

- ア 児童写真 → 個人名が特定できるもので、保護者の承諾がないもの。
＜1人で写り、名前と顔写真が一致するもの＞
- イ 個人生活に関する情報 → 実名、国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、職業、家族構成等。
- ウ 著作権のあるもの → アニメやマンガ等のキャラクターの似顔絵、本や雑誌や新聞の記事や写真等。
- エ 他人の誹謗・中傷や差別につながるようなこと
- オ その他、学校長またはホームページ作成委員が、学校から不特定多数に対して発信する情報として、不相当であると判断する内容＜例えば、営利目的、法令・公序良俗違反等＞

② 条件付きで公開するもの

- ア 児童写真 → 第三者が閲覧して、個人名が特定できないものにする。
＜2名以上の児童や保護者が写っているもの＞
- イ 児童の作品（絵画や工作等） → 教育上効果があると認められた上で、本人や保護者の承諾を得る。
- ウ 個人名が特定される写真（児童1名が写り、名前も記載されているもの）
→ 必ず保護者の承諾を書面で得る。
- エ 本や雑誌や新聞の記事・写真等、著作権があるもの → 著作権者に承諾を得る。
- オ 児童名 → 姓もしくは名前のみとし、児童の活動意欲の向上が期待できるときに限る。＜ただし、本人や保護者の承諾が得られたものは、フルネームもよい。＞

- (4) 作成ページに関しては、原則として、資料提供者名や作成年月日等を明示する。
- (5) ページの公開に当たっては、校内の教育方法係を中心に作成したものを、作成規定に照らし合わせて検討し、校長・教頭・教育方法係（パソコン担当）の承認を得た後に公開する。

3 その他

- (1) 児童がホームページ作成に関わる場合には、本規定をもとに十分指導し、作成に当たらせる。
- (2) 児童に関する掲載情報について、本人または保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に応じた措置を講じること。
第三者の著作に係る情報について、当該著作権者から要請があった場合も同様とする。
その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、協議した後、適切な措置を講じることとする。
- (3) 本規定の見直しについては、ネット社会における情報モラルの考え方の進展に伴い、この規定に示した事項の見直しが予想されるため、規定の定期的な検討と加筆・修正を行うものとする。